

令和 3 年 4 月 9 日

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 実行計画の進捗状況等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 14 条第 1 項に基づき、農林水産物・食品輸出本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（以下「実行計画」という。）を作成することとされている。今般、同条第 3 項及び第 4 項に定める実行計画の変更・公表を行うとともに、同条第 5 項に定める進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表する。

1. 進捗及び実施の状況並びに評価の結果

- (1) これまで実行計画（※）として、222 項目を作成し、102 項目が対応済みとなった。
- (2) 令和 2 年 12 月以降は、25 項目が対応済みとなり、輸出先国・地域の規制への対応が進展している（対応済み項目は別紙 1 を参照）。

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行前の工程表を含む。

2. 実行計画の変更

これまでの輸出先国・地域との協議や輸出施設の認定審査に関する項目の更新、新たに事業者・産地への支援に関する項目など 47 項目を追加し、実行計画を変更・公表する（追加項目は別紙 2、変更した実行計画は別紙 3 を参照）。

（参考）変更後の実行計画の概要

I	輸出先国・地域との協議への対応	・ ・ ・	73 項目
II	輸出を円滑化するための対応		
1	施設認定	・ ・ ・	46 項目
2	その他	・ ・ ・	13 項目
III	事業者・産地への支援に関する対応	・ ・ ・	35 項目
			合計 167 項目

令和2年12月以降に実行計画として
対応済みとなった項目の一覧

対象国・地域	措置した事項	項目数
インド	醤油の規格に係る特別措置枠での輸入承認	1
インドネシア	米の輸入許可手続の完了	1
シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定	1
中国	輸入包装済み食品における外国語ラベルを隠さない形での中国語ラベルの追加貼付の許可（製造過程における直接貼付の回避）	1
米国	水産食品加工施設のHACCP認定	7
	蒸留酒の容量規制の緩和	1
	酒類のラベル承認手続の簡素化による手続期間の短縮	1
米国等	輸出相手国の要件に対応するための技術支援（米国等で要件とされていると畜方法に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善に向けた措置）	1
ペルー	サバなどの水産物輸出に係る衛生証明書の発行体制の整備	1
EU	液卵製造施設のHACCP認定	1
	水産食品加工施設のHACCP認定	2
	産地魚市場のHACCP認定	1
	ホタテの輸出のための生産海域の水質モニタリング体制の整備	1
英国	蒸留酒の容量について、日EU・EPAと同様に四合瓶及び一升瓶並びに五合瓶について輸出が可能となるよう日英包括的経済連携協定（EPA）を締結	1
	ワインの輸入規制（醸造方法及び自己証明）について、日EU・EPAと同様の内容で日英包括的経済連携協定（EPA）を締結	1
イスラエル	原発事故に伴う福島県の全ての食品及び一部の県の一部の食品について、全ロットのモニタリング検査等の撤廃	1
牛肉輸出可能国・地域	牛肉のスライスされた状態での輸出が可能となる国・地域を確認し、公表 （取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品）	1
豚肉輸出可能国・地域	豚肉のスライスされた状態での輸出が可能となる国・地域を確認し、公表 （取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品）	1
	合計	25

実行計画への追加項目の一覧

I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
インドネシア	りんごに係る生産国認定の延長申請、りんご以外の品目の認定申請	1
中国	水産物を始めとする食品に対する輸入検疫強化への対応	1
	輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検	1
ベトナム	ももの輸出解禁	1
豪州	加熱済さけ科魚類の検疫協議	1
米国	ゆず等のかんきつ類の輸出解禁	1
	ワインの容量規制の緩和	1
香港 台湾 シンガポール	牛肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品)	1
香港 シンガポール	豚肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品)	1

II 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

対象国・地域	対象となる事項	項目数
台湾 シンガポール	食肉製品製造施設のHACCP認定が必要 (大和食品(株) (大阪府))	1
米国	水産食品加工施設のHACCP認定 ((株) トミイチフーズ (富山県))	1
EU	水産食品加工施設のHACCP認定※	1

※国の補助金を受給していない施設は、施設名を公表していない

2 その他

追加無し

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
輸出産地毎の 対象国・地域	輸出産地による輸出事業計画の策定等	27
全般	品目団体の育成	1
全般	JETRO・JF00D0の業務の在り方の検討	1
全般	大使館などの役割強化の方法などの国の体制強化	1
全般	大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築	1
全般	輸出に取り組む加工食品事業者との協力体制の構築	1
全般	出願品種保護のために輸出先国の指定などを行う品種数等の設定	1
全般	農林水産業、食品産業の海外展開について、ノウハウの流出につながらない国内の利益となる方策の検討	1
全般	品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題解決への対応	1

合計 47

農林水産物及び食品の 輸出の促進に関する実行計画(案)

農林水産物・食品輸出本部

令和3年4月9日

目 次

I 輸出先国・地域との協議への対応	・ ・ ・ ・ 3	73項目	} 167項目
II 輸出を円滑化するための対応			
1 施設認定	・ ・ ・ ・ 20	46項目	
2 その他	・ ・ ・ ・ 28	13項目	
III 事業者・産地への支援に関する対応	・ ・ ・ ・ 33	35項目	
(参考)	・ ・ ・ ・ 44	106項目	

I 輸出先国・地域との協議への対応

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画

I 輸出先国・地域との協議への対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
1	インド	りんごの輸出解禁	日本産りんごの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に検査措置をインド側で検討中。 2019年12月に、インド側からトライアル輸出の許可が発出。 2021年1月、事業者によるトライアル輸出が終了。インド側でトライアル評価を含む国内手続きを実施中。	【対応方針】 ・農水省は、インドに対して進捗を定期的を確認し、インド側での国内手続きの早期完了を促す						1億円	農林水産大臣
2	インド	なしの輸出解禁	日本産なしの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・インド側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する						0.06億円	農林水産大臣
3	インド	スギの輸出解禁	日本産スギの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスト及び検査措置を検討中。	【対応方針】 ・インド側の要請があれば、農水省は、病害虫リスト及び検査措置の検討に必要な追加情報を速やかに提出する						10億円	農林水産大臣
4	インド	食品への必要事項の記載方法（ステッカー貼付禁止）	・日本からインドへ輸出される食品は、その商品に英語又はヒンディ語で必要事項を記載しなければならないが、ステッカー貼付は認められない。 ・インド食品安全基準庁（FSSAI）や在京大使館に継続して働きかけを行っている。	【対応方針】 ・農水省は、在インド大使館と連携しつつ、ステッカー貼付の認可に向けて引き続き情報収集を行うとともに、インド食品安全基準庁（FSSAI）に改正を働きかける。 ・在外公館及びJETROを通じ、情報収集を行う。						3.5億円 （加工食品の対インド輸出額：2020年6.7億円、2019年4.4億円）	農林水産大臣

注：輸出可能性欄に示す◇は、対象事項に対応しない場合の輸出の減少見込額であることを意味している

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
5	インド	輸入時に賞味期限までの残存期間が60%以上（又は3か月のいずれか短い期間）が必要という輸入規制の緩和	インド商工省が、輸入食品に対し、製造年月日から賞味期限までの期間のうち、インド輸入時に残存期間が60%（又は3か月のいずれか短い期間）以上必要という規制（60%残存ルール）を設けている。このため、賞味期限が短い食品（菓子類、一部の調味料等）は、2か月程度要する船便では、インド到着時に既に賞味期限60%残存ルールを守ることができず、航空便でしか輸出できない。さらに同規制の60%残存を計算するためには、賞味期限だけでなく、期間全体の起算点となる製造年月日が必要となるものの、日本では製造年月日の表示義務もないため、同期間を正確に算定できず、農林水産物・食品を輸出できない場合がある。	【対応方針】 ・農水省は、外務省や経産省等と連携しつつ、インドに対して、必要以上に貿易制限的になる項目等について見直しの要求を継続していく ・在外公館及びJETROを通じ、情報収集を行う						3～5億円（東南アジア（シンガポール（星）、フィリピン（比））への菓子（米菓除く）の輸出額の1/2程度に、その他の賞味期限が短い食品（調味料等）の輸出増加見込額を加えた推計。 参考：菓子（米菓除く）輸出額：2020年インド0.4億円、星8億円、比5億円、調味料輸出額：インド2020年0.6億円、2019年0.4億円）	農林水産大臣
6	インドネシア	原発事故に伴い、 ・全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 働きかけの結果、順次緩和され、2020年5月20日以降は、7県（宮城、山形、茨城、新潟、山梨、長野）産の加工食品、牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜に放射性物質検査報告書を要求またはインドネシアにて全ロット検査	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しインドネシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
7	インドネシア	4品目（かんきつ、柿、いちご、メロン）の輸出可能品目への追加登録	・日本からインドネシアに商業輸出可能な植物由来生鮮食品はインドネシア農業大臣令に規定されている17品目。 ・これに品目を追加登録するためには過去（2016年以前）の輸出実績データ等を添えて品目追加申請を行い、インドネシア当局の認可が必要。	【対応方針】 ・農水省は、在外公館と連携しつつ、新品目の追加登録に向けて引き続き情報収集を行うとともに、インドネシア農業省に働きかける						0.07億円（4品目の直近（2016年）の輸出額：いちご252万円、メロン24万円、生鮮果実6品目計（ぶどう、メロン、梨、さくらんぼ、桃、いちご）1250万円）	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
8	インドネシア	生産国認定の継続、認定品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアに植物由来の生鮮食品を輸出する際には、以下のいずれかの対応が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ①日本国内検査機関（インドネシア政府への登録が必要）によるロットごとの化学物質等の残留検査結果の提出 ②日本での青果物等の安全確保システムが、インドネシア政府から認定されること（生産国認定） ・現在、生産国認定を受けているのは「りんご」のみ。生産国認定の有効期間は3年間（有効期限2021年5月6日）であるため、現在インドネシアへ延長申請中。 ・生産国認定の取得により、全ロット検査が不要になるほか、輸入港として利用が禁止されているジャカルタ近郊のタンジュン・プリオク港が利用可能。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんごの生産国認定の延長申請について、インドネシア側の追加の資料等の要請があれば、農水省は速やかに対応する ・りんごの生産国認定の延長の承認後、他の品目の新規申請に着手 <p>【りんごの延長申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長申請を受け、現在インドネシア政府が審査中 <p>【他の品目の新規申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産国認定品目の拡大に向け、インドネシアへの新規申請に着手 						りんご0.15億円（対インドネシア輸出額）りんご：2020年0.24億円、2019年0.79億円	農林水産大臣
9	韓国	原発事故に伴い、福島県等8県からの全ての水産物について、全面的に輸入停止 ・16都道府県の水産物及び13都府県の輸入停止対象品目以外の食品等の放射性物質検査証明を要求	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し韓国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといった様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施 						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
10	韓国	牛肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。 ・2013年8月、韓国当局から輸入リスク分析を開始する旨通知。 ・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を接受。 ・2020年3月、日本から回答書を提出。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国から追加質問・追加資料要求があれば対応 ・厚労省及び農水省は現地調査を受入、輸出条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成・公表 						41.3億円 （2018年の香港向け牛肉輸出実績） （韓国の名目GDPは香港の約4倍）	農林水産大臣 厚生労働大臣
11	韓国	豚肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年4月、口蹄疫の発生に伴い、韓国は日本からの豚肉の輸入を停止。（輸出再開に向け要請を継続） ・2018年9月、豚熱発生について韓国政府に報告。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は豚熱の国内清浄化を目指す ・厚労省及び農水省は韓国側へ質問票の回答を送付 ・厚労省及び農水省は韓国側現地調査の受け入れ ・厚労省及び農水省は輸出条件・衛生証明書の合意 ・厚労省は輸出施設の認定 						1.2億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
12	シンガポール	原発事故に伴い、 ・福島県産林産物・水産物、福島県の一部市町村産の全食品に放射性物質検査報告書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しシンガポールにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施					486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
13	シンガポール	鶏肉、鶏肉製品、鶏卵、鶏卵製品の施設認定権限がシンガポール側にある。	シンガポール政府は、認定権限の委譲の条件として、今後新規に認定される施設からの輸入実績が良好であること、再度の現地調査の実施が必要である旨説明。	【対応方針】 ・輸出実績を踏まえて、鶏肉、鶏肉製品及び鶏卵製品について、厚労省が輸出施設を認定する仕組みとするよう、シンガポール政府と協議を開始する ・鶏卵については農場登録が必要であり、これについても農水省が認定する仕組みとなるよう、上記協議と併せて対応する					鶏肉 0.01億円程度 鶏卵 0.02億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
14	タイ	かんきつ類の条件変更(薬剤処理の代替措置)	日本産かんきつ類の薬剤処理の代替措置について、タイからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基にタイ側で代替措置について検討中。	【対応方針】 ・タイ側の要請があれば、農水省は、タイ側の代替措置の検討に必要な追加情報を速やかに提出する					0.26億円 (対タイ輸出額： 2018年0.31億円、 2017年0.17億円)	農林水産大臣
15	タイ	玄米の輸出解禁	日本産玄米の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・タイ側の要請があれば、農水省は、タイ側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する					1,500トン、4億円	農林水産大臣
16	台湾	原発事故に伴い、 ・福島等5県の全ての食品を輸入停止 ・一部の都府県の一部の品目に放射性物質検査報告書等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し台湾にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる機会におけるハイレベルでの働きかけ及び日本台湾交流協会等も活用した働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施					486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
17	台湾	台湾の新たな法令に対応する新たな水産物の衛生証明書が必要	日台双方の窓口機関間で日本の衛生証明書案について協議し、台湾側から同意の旨回答を得ているが、2020年11月、台湾側から新たな衛生証明書に関する法令施行の時期は、2021年以降の見通しが立っておらず、動きがあれば改めて通知するとの連絡があった。	農水省は、台湾側の動きを踏まえ、都道府県等と連携して証明書発行体制を検討 農水省は、台湾側の法律施行日を確認後、取扱要綱を制定					220億円 [◇] (水産物の対台湾輸出額：2020年202億円、2019年185億円)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
18	台湾	豚肉の輸出再開（施設認定権限）及び豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年11月、豚熱発生に伴い、台湾は日本からの豚肉の輸入を停止。 ・豚肉の輸出再開に向けて、地域主義の適用を累次に渡り要請。 ・2019年10月、豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁を台湾に要請。 ・2020年3月、台湾から要請されたデータを提出。 ・2020年11月、台湾に加熱食肉製品の輸出解禁の手続の迅速化を改めて要請。 	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・新鮮豚肉の地域主義の適用について、農水省は台湾側と協議を継続（No.20参照） ・新鮮豚肉の輸出再開に当たっては、厚労省が輸出施設を認定する仕組みとするよう、台湾側と協議 ・厚労省及び農水省は、豚肉を原料とする加熱食肉製品（海外産原料を含む）の輸出について台湾側と協議 					新鮮豚肉：0.5億円 （対台湾輸出額：2018年0.3億円、2017年0.5億円） 加熱食肉製品：1.8億円 （2019年の香港向け豚肉加工品輸出実績）	厚生労働大臣 農林水産大臣
19	台湾	30か月齢以上の牛肉の輸出不可 （台湾は、BSE発生国からの牛肉輸入を30か月齢未満と法律で規定）	<p>米沢牛など30か月齢以上の肥育を条件とする銘柄牛の輸出ができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年5月、厚労省と農水省は台湾側からの技術的な質問票に対する回答作成し台湾側に提出。 ・2020年8月に提示された追加質問に対し、同年9月に回答。 ・2020年11月、台湾に迅速な審査を要請。 	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・厚労省及び農水省は、台湾側からの評価結果を得られたら、これに基づき、日台双方の窓口機関を通じて台湾側と協議を実施 					4億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
20	台湾等	畜産物の輸出における地域主義の適用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱が発生した場合には、日本全体からの輸出が停止となる。 ・高病原性鳥インフルエンザについては、香港、マカオ、ベトナム及びシンガポール、豚熱については、香港、マカオ、タイ、シンガポール、ベトナムとの間で地域主義の適用を達成。 ・台湾との間で高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に関する地域主義の適用について協議中。高病原性鳥インフルエンザについては、2020年5月に質問票に回答し、6月に台湾から追加質問を受け。 	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の収束及び清浄化を図りつつ、地域主義を適用している国・地域との間でこれが維持されるよう、疾病の発生状況国内の防疫措置について情報提供 ・清浄化実現後、台湾を含め地域主義を適用していない国・地域に対し、地域主義の適用について協議を実施・再開 					-	農林水産大臣
21	中国	原発事故に伴い、 ・10都県の全ての食品（新潟県産米を除く）の輸入停止 ・その他道府県の証明書添付	<p>農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し中国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。</p>	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施 					486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月			9月以降
22	中国	牛肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。 	【対応方針】 厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施 日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ： ①中国側による、我が国の食品安全システムの評価 ②牛肉に係る輸出条件の設定 ③輸出施設の認定・登録						41.3億円 (2018年の香港向け牛肉輸出実績) (中国の名目GDPは香港の約35倍)	農林水産大臣 厚生労働大臣
23	中国	鶏肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 ・2018年4月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 	【対応方針】 ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は中国側と協議 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施						11.4億円 (2018年対香港鶏肉輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
24	中国	鶏卵の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 ・2018年4月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 	【対応方針】 ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は中国側と協議 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施						15.2億円 (2018年対香港鶏卵輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
25	中国	乳・乳製品の解禁協議	輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 	【対応方針】 ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃・緩和に向けて働きかけ ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施						25.5億円 (2018年対香港牛乳乳製品輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
26	中国	精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定	中国向け精米の輸出について、従来、精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所であったところを、2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追加指定。	【対応方針】 ・更なる追加指定に向け、農水省は、検疫条件の一部変更について中国との協議を実施						5,000トン、20億円	農林水産大臣
27	中国	ぶどうの輸出解禁	日本産ぶどうの輸出解禁について、中国からの要請とともに協議。	【対応方針】 ・農水省は、中国との協議を実施						0.16億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月			9月以降
28	中国	畜水産物、茶、加工食品、アルコール飲料の輸出について、2019年10月から公的証明書の提出を義務付ける意向を表明	中国は2017年10月1日に実施を2年間延期。 さらに、中国は2019年10月1日からの実施を延期。	【対応方針】 ・農水省及び財務省は、引き続き中国の状況を注視					1110億円◇ (畜産物、水産物、水産加工品、加工食品の対中輸出額：2020年1082億円、2019年1055億円)	農林水産大臣 財務大臣	
29	中国	新規魚種登録等	中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。	中国側からの質問等に対応しつつ、継続協議					魚種登録完了	8億円程度(新規登録希望魚種の輸出見込み数量と2020年中国向け輸出単価から推計)	農林水産大臣
30	中国	日本漁船による水産物の中国向け直接輸出	日本漁船から日本国内を経由せず、中国に水産物を輸出する場合の衛生証明手続については、二国間で合意できていない。	中国側に検討状況を確認しつつ、継続協議					農水省は、中国側から回答があり次第、証明書発行体制を構築	3.5億円程度(業界団体推計)	農林水産大臣
31	中国	中国向け水産物輸出の円滑化(中国の食品(特に水産物)に対する輸入検査強化への対応)	中国政府の新型コロナウイルス(COVID-19)に関連した厳しい輸入措置により、通関が滞っているという事例が発生している。厳しい輸入措置については、中国当局に対して、科学的根拠のない不当な措置はとらないよう各国とも連携しつつ随時申し入れを行っている。	【対応方針】 ・引き続き、科学的根拠のない不当な措置をとらないよう各国とも連携しつつ申し入れを行っていく。					313億円◇(水産物の2020年対中輸出額)	農林水産大臣	
32	中国	中国向け輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検	中国政府から、全ての認定施設及び認定手続中の施設(認定施設等)について、衛生要件の点検が求められた。自主点検、必要書類の提出が終了した認定施設等から順次、衛生証明書発行機関による現地調査を実施。	【対応方針】 ・自主点検、必要書類の提出が終了した認定施設等から順次、衛生証明書発行機関による現地調査を実施 ・点検の結果に基づき、認定施設リストの更新を中国政府に要請					313億円◇(水産物の2020年対中輸出額)	厚生労働大臣	
33	中国	ペットフード解禁協議	中国側の専門家による現地調査を受け輸出施設が登録される必要がある。	【対応方針】 ・農水省は、中国当局に対して現地調査の早期実施を促す (・現地調査の結果等を踏まえ、中国当局により対中輸出可能施設が決定される)					2億円程度	農林水産大臣	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
34	中国	「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定	2020年末に「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定案として、全ての食品の「輸入食品海外生産企業」について、輸出当局が中国の登録基準に合致することを確認した上で、海関総署に推薦することが求められる等、過度に貿易制限的かつ非科学的な措置となっているため、日本政府より、必要以上に貿易制限的な措置をとるべきではないとの意見を提出。2020年11月に改定案がTBT通報され、上記対象が全ての食品から特定食品へ変更されたが、科学的根拠なしに対象が広範囲に指定されている点など問題点を指摘し、再考するよう意見を提出。	【対応方針】 ・農水省は在外公館、JETRO等と連携しつつ、中国に対して、必要以上に貿易制限的になる項目等について見直しの要求を継続していく ・在外公館及びJETROを通じ、情報収集を行う						—	農林水産大臣
35	フィリピン	いちごの輸出解禁	日本産いちごの輸出解禁について、フィリピンからの要請とともに協議。現在、フィリピン側で検疫措置を検討中。	【対応方針】 ・農水省は、フィリピンに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・フィリピン側の要請があれば、農水省は、検疫措置の検討に必要な情報を速やかに提出する						0.03億円	農林水産大臣
36	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	日本産うんしゅうみかんの輸出解禁について、ベトナムからの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基にベトナム側で検疫措置を検討中。	【対応方針】 ・ベトナム側の要請があれば、農水省は、検疫措置の検討に必要な追加情報を速やかに提出する						0.09億円	農林水産大臣
37	ベトナム	ぶどうの輸出解禁	日本産ぶどうの輸出解禁について、ベトナムからの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・ベトナム側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する						0.2億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
38	ベトナム	ももの輸出解禁	日本産ももの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。	【対応方針】 ・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、ベトナムに対して速やかに輸出解禁を要請する					0.05億円	農林水産大臣
39	香港	原発事故に伴い、 ・福島県産野菜・果物等の輸入停止 ・4県産野菜・果実等に証明書の添付を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し香港にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、香港経済貿易代表部訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施					486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
40	マカオ	原発事故に伴い、 ・福島県の野菜・果物・乳製品等の輸入停止等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施					486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
41	豪州	豪州向けさけ科魚類の検疫協議	現在、豪州向けさけ科魚類（豪州側の規定によりアユを含む。）は疾病への懸念から輸出できない。 シロサケ、アユについて2年間の疾病発生状況調査が必要。 シロサケについては、2021年3月まで2年間の調査を実施済。 アユについては、2021年3月まで1年目の調査を実施済。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">農水省は、シロサケの疾病発生状況調査について、豪州側から追加の要求があれば対応</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">農水省は、アユに関する疾病発生状況調査（2年目）を実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">農水省は、豪州側からの質問や現地調査に対応</div>					0.6億円程度（業界団体推計、No.42との合計）	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
42	豪州	豪州向け加熱済さけ料製品の検査協議	豪州が規定する加熱済さけ料製品については、疫病発生状況の調査は不要であり、衛生証明書様式に両国が合意することにより輸出が可能であることを豪州側に確認。2020年12月、衛生証明書様式について豪州側と合意済。	農水省は、取扱要綱を制定 農水省は、証明書発行体制を構築	衛生証明書を添付し、輸出を開始						農林水産大臣
43	仏領ポリネシア	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し仏領ポリネシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施					486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣	
44	米国	原発事故に伴い、日本での出荷制限品目について、県単位で輸入停止	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施					486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣	
45	米国	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。	【対応方針】 ・3者協議の開催 ・事業者は、個別の添加物ごとに米国が求める安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す 農水省と厚労省は、必要に応じ事業者の申請支援、技術的指導を行う クチナシについては、事業者が、米国FDAの審査過程での指摘等に対して、認可・登録に向けた対応を実施する ベニコウジについては、事業者において安全性試験の本試験を実施する					208億円 （加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計） （加工食品の対米輸出額：2020年：524億円、2019年：542億円、2018年：498億円、2017年457億円）	農林水産大臣 厚生労働大臣	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
46	米国	メロンの輸出解禁	日本産メロンの輸出解禁について、米国からの要請とともに協議。 現在、米国側で規則改正に向けた手続き中。	【対応方針】 ・農水省は、米国に対して、規則改正に向けた手続きの早期完了を促す					0.03億円	農林水産大臣
47	米国	ゆず等のかんきつ類の輸出解禁	日本産ゆず等のかんきつ類の輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。	【対応方針】 ・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、米国に対して速やかに輸出解禁を要請する					0.22億円	農林水産大臣
48	米国	さくらの切り枝の輸出解禁	日本産さくらの切り枝の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・農水省は、米国に対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・米国側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する					0.12億円	農林水産大臣
49	米国	無添加無菌包装米飯（バックご飯）の輸出	無添加の無菌包装米飯（バックご飯）を輸出するためには、製造施設が米国FDAに登録される必要があるが、FDAに登録するための手続きに時間を要している。	【対応方針】 ・農水省は、定期的に事業者へのフォローアップを実施					0.1億円程度	農林水産大臣
50	米国	ワインの容量規制の緩和	米国内で流通可能なワインは、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外（例：四合瓶、一升瓶）のままでは輸出できない。	財務省及び外務省は、日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文に沿って、ワインの容量規制の改正が行われるよう、米国に対して働きかけを継続					1.2億円程度 （ワインの対米輸出額：2020年0.2億円、2019年0.03億円）	財務大臣 外務大臣
51	米国	ニューヨーク州・カリフォルニア州の飲食店における焼酎の販売免許	ニューヨーク州及びカリフォルニア州においては、飲食店が蒸留酒（焼酎を含む）を販売するためには全酒類免許が必要だが、24度以下のソジュ（韓国焼酎）については、ワイン免許で販売できる特例（州法）が設けられている。焼酎業界からは、焼酎もワイン免許で販売できるようにしてほしいとの要望がある。	財務省及び外務省は、ニューヨーク州政府及びカリフォルニア州政府の関係当局に対して働きかけを継続					0.68億円程度 （焼酎の対米輸出額：2020年2.86億円、2019年3.82億円）	財務大臣 外務大臣
52	カナダ	ももの輸出解禁	日本産ももの輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にカナダ側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・農水省は、カナダに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・カナダ側の要請があれば、農水省はカナダ側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する					0.01億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
53	カナダ	小麦粉含有食品にかかる規制	カナダ政府（保健省及び食品検査庁）は、カナダ国内で流通する精白小麦及びそれを含む食品について、原材料に使用する小麦粉が強化小麦粉であることを義務付け。日本から輸出する小麦粉含有食品が、その規制に抵触し輸出不可となる可能性。	【対応方針】 ・農水省は、在外公館と連携しつつ、少量の小麦粉を含有する食品に対する柔軟な規制運用をCFIAに働きかける						1.6億円（2019年実績より）	農林水産大臣
54	メキシコ	精米の輸出解禁	日本産精米の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・農水省は、メキシコに対して進捗を定期的に確認し、早期検討を促す ・メキシコ側の要請があれば、農水省は病害虫リスク評価に必要な追加的な情報を速やかに提出する						0.6億円	農林水産大臣
55	メキシコ	日本産牛肉の輸出環境改善	メキシコによる施設査察が必要（※日本産牛肉は2014年2月に解禁済み）	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、既存施設の査察、新規認定施設の追加及び施設認定システムの変更に向け対応を行う						-	厚生労働大臣 農林水産大臣
56	パラグアイ	牛肉の輸出解禁協議	・2019年5月に質問票を接受し、2020年8月に回答。 ・2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評価終了について連絡	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は輸出条件の設定、衛生証明書について協議し、輸出要綱を作成・公表						0.01億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
57	ブラジル	蒸留酒のメチルアルコール濃度規制	ブラジルにおいては、ブラジル農牧供給省訓令により蒸留酒が満たすべき基準（無水アルコール換算で20mg/100ml未満）を設定しているところ、芋焼酎に含まれるメチルアルコール濃度は同基準値を超過しており、芋焼酎をブラジルに輸出できない。	財務省等は、これまでに提示した科学的データに基づき、規制緩和を求めするために、ブラジル農牧供給省訓令の改正に向けた要請を継続						0.01億円程度 （焼酎の対ブラジル輸出額：2020年0.01億円、2019年0.01億円）	財務大臣
58	EU・英国	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しEU・英国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
59	EU	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3者協議の開催 ・事業者は、個別の添加物ごとにEUが求める安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す <p>農水省と厚労省は、必要に応じ事業者の申請支援、技術的指導を行う</p> <p>クチナシについては、事業者において、安全性試験データを取りまとめる</p> <p>ベニコウジについては、事業者において、申請に必要なデータ取得を実施する</p> <p>データがまとまり次第、事業者は速やかに申請（2022年を予定）</p> <p>データがまとまり次第、申請に向けた対応を開始</p>						49億円 （加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計） （加工食品の対EU輸出額：2019年：247億円、2018年：222億円、2017年：207億円）	農林水産大臣 厚生労働大臣
60	EU	豚肉の解禁協議	豚熱が日本で発生したことにより、今後の輸出解禁（家畜衛生の第三国リスト掲載）のスケジュールは未定。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、豚熱清浄化の後、EUの求める資料を提出し、再評価を受ける ・加盟国協議を経て日本を豚肉輸出可能な国として第三国リストに掲載してもらう ・厚労省及び農水省は輸出要綱を改正 						0.25億円程度	農林水産大臣
61	アイスランド	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）	アイスランドの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施 						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
62	スイス	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）	スイスの措置は国内法に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施							486億円（※）の内数（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
63	ノルウェー	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）	ノルウェーの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施							486億円（※）の内数（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
64	リヒテンシュタイン	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）	リヒテンシュタインの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施							486億円（※）の内数（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
65	ロシア	原発事故に伴い、一部の都道府県の水産物以外の食品を対象に検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しロシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施							486億円（※）の内数（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
66	ロシア	家きん肉・卵の解禁協議	・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち ・2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。 ・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求 ・2019年9月以降、追加質問を複数回接受し、これに回答。直近では2020年9月に質問を接受。	【対処方針】 ・ロシアから追加質問・追加資料要求があれば対応 ・最終報告書の早期提出を引き続き要請 ・最終報告書が提示されれば、これに基づき、厚労省及び農水省は、輸出条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成・公表							（家きん肉） 0.01億円程度（鶏卵） 0.02億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
67	ロシア	牛肉の輸出施設の追加認定権限の委譲 (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。)	2015年2月に輸出解禁(2施設)。2019年1月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、ロシア側と協議を実施						3億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
68	ロシア	輸出水産食品施設登録の再開及びロシア側施設リストの修正	ロシアに水産食品を輸出する場合、輸出国の施設登録が義務付けられている。一方で、ロシア側の規則変更により、現在、既存登録施設からの輸出のみが可能であり、新規の施設登録は止まっているため、新規施設登録の再開に向けた協議が必要。 ロシア側から提示された新規登録希望施設に関する質問票については既に回答済だが、ロシア側から反応がない状況。2020年9月、農水省は、ロシア側の回答を督促。 また、ロシア側の施設登録リストについて、ロシア側が追記した品目種別の一部に日本側の実態と異なるものがあり、内容の修正が必要(一部施設については修正済)。	農水省は、引き続きロシア側の回答を督促 新規施設登録について、農水省及び厚労省は、ロシア側から回答があり次第、必要な対応を実施 農水省は、既存登録施設に関して確認した品目種別に基づき、ロシア側にリストの品目種別是正を申し入れ 農水省は、ロシア側回答に応じて、日本側リストを更新						17億円 (水産物の対ロシア輸出額： 2020年8.4億円 2019年13.9億円 2018年28.6億円)	農林水産大臣 厚生労働大臣
69	サウジアラビア	水産食品輸出には施設登録・衛生証明書が必要	2017年にサウジアラビア食品医薬庁(SFDA)からSPS通報があり、その内容についてサウジアラビア側に詳細を照会したところ、輸出水産食品の加工施設登録とともに衛生証明書の添付が必要であることが判明。 以降、二国間で協議を行い、2020年12月までに日本側の衛生証明書様式と証明書発行体制について合意済。	農水省は、証明書発行体制を構築 農水省は、取扱要綱を制定 衛生証明書を添付し、輸出を開始						8.2億円◇ (水産物の対サウジアラビア輸出額：2020年6.8億円、2019年8.4億円、2018年9.3億円)	農林水産大臣
70	GCC諸国	全ての食品に衛生証明書が必要となる可能性	クウェート、バーレーン及びカタールは実施を延期。	【対応方針】 ・農水省は、引き続きGCC諸国の状況を注視 ・必要に応じて農水省は、衛生証明書の発行体制について整備を進める						65.3億円◇ (対GCC輸出2020年実績より)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
71	中国 台湾 シンガポール	フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない。	<p>民間フグ団体から、台湾、香港、シンガポール、中国への輸出の要望を受け、厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を働きかけており、現状は以下のとおり。</p> <p>【台湾】求められた質問票に既に回答済で、台湾側からの返答待ち。</p> <p>【シンガポール】衛生主管部局が発行する衛生証明書を添付することにより日本国内で認められているふぐの筋肉のみ輸出可能である。筋肉以外の可食部位の輸出解禁に向け、シンガポール側からの質問に回答し、シンガポール側から返答待ち。</p> <p>【中国】フグ輸出に向けて必要な衛生条件等を確認中。</p> <p>※なお、香港については、香港側からフグの安全な消費の観点からフグを輸入する準備ができていないとの回答があったため、上記3カ国・地域への働きかけを優先。</p>	<p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p> <p>7月</p> <p>8月</p> <p>9月以降</p>						0.2億円程度（シンガポールへの平均的なふぐの輸血量（筋肉のみ）を基に推計）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣
72	香港、台湾、シンガポール	牛肉のスライスされた状態での輸出（現在の認定処理施設とは別のスライスバックセンター等でスライスされた商品）	<p>・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。</p> <p>・現在の認定処理施設とは別のスライスバックセンター等でスライスされた商品が輸出出来るようになれば、輸出の拡大が見込まれる（生鮮スライス品、ステーキ個パック商品など）。</p>	<p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p> <p>7月</p> <p>8月</p> <p>9月以降</p>						29億円程度（事業者への聞き取り） （No. 72、265の合計）	厚生労働大臣 農林水産大臣
73	香港、シンガポール	豚肉のスライスされた状態での輸出（現在の認定処理施設とは別のスライスバックセンター等でスライスされた商品）	<p>・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。</p> <p>・現在の認定処理施設とは別のスライスバックセンター等でスライスされた商品が輸出出来るようになれば、輸出の拡大が見込まれる。</p>	<p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p> <p>7月</p> <p>8月</p> <p>9月以降</p>						1億円程度（事業者への聞き取り） （No. 73、266の合計）	厚生労働大臣 農林水産大臣

II 輸出を円滑化するための対応

II 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
74	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請中】 ・(株)北海道畜産公社早来工場(北海道)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 厚生省は、事業者から提出された追加資料を審査の上、問題がなければ2か月以内にシンガポールへ施設認定を通知 * </div> *事業者側の適切な対応が前提(以下同)						0.2億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
75	台湾 シンガポール	食肉製品製造施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル検討中】 ・大和食品(株)本社工場(大阪府)	【対応方針】 ・厚生省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考) 【台湾】事業者の計画：2021年5月申請予定、2022年6月認定取得希望 【シンガポール】事業者の計画：2022年9月申請予定、2023年7月認定取得希望						2025年12月期： 2.51億円 (各国向け全品目の輸出予定額)	厚生労働大臣 農林水産大臣
76	香港	卵製品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・農事組合法人香川ランチ(宮崎県) (2021年3月施設整備完了後、県に申請予定)	【対応方針】 ・都道府県は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行い、厚生省に報告する (参考)事業者の計画：2021年5月に申請予定						2025年12月期： 0.81億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
77	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【コンサル指導対応中】 ・丸本本間水産(株)(北海道) (次回2021年4月コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2021年6月申請予定、2021年9月認定取得希望						2026年3月期： 0.46億円 (全輸出予定品目)	農林水産大臣
78	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(有)カネキン川村水産(北海道) (次回2021年5月にコンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2021年8月申請予定、2021年9月認定取得希望						2024年12月期： 1.89億円	農林水産大臣
79	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・丸栄水産(株)(北海道) (次回2021年4月コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2021年4月申請予定、2021年12月認定取得希望						2025年2月期： 14.09億円	農林水産大臣
80	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	(株)ワイエスフーズ(北海道) ・事業者は申請書類を準備中	【対応方針】 ・厚生省(地方厚生局)は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2021年度中に申請予定、2022年4月認定取得希望						2025年7月期： 17.89億円	厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
81	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)丸石沼田商店(青森県) (2021年4月に申請予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2021年4月申請予定、2021年4月認定取得希望						2025年6月期: 0.09億円	農林水産大臣
82	米国	水産食品加工施設のHACCP認定品目の追加が必要	【認定品目追加申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)ヤマナカ(宮城県) (2021年5~6月申請予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から認定品目追加申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う (参考)事業者の計画:2021年5~6月認定品目追加申請予定、2021年5~6月認定品目の追加希望						2023年3月期: 0.67億円 (認定取得予定品目)	農林水産大臣
83	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請準備中】 ・(有)なかみち水産(千葉県) (2021年4月に申請予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2021年4月申請予定						2023年3月期: 0.43億円 (認定取得予定品目分)	農林水産大臣
84	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)西松(神奈川県) (次回2021年4月コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2021年4~6月申請予定、2021年7月認定取得希望						2025年8月期: 0.33億円 (全輸出予定額)	農林水産大臣
85	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)トミイチフーズ(富山県) (2021年8月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う。 (参考)事業者の計画:2021年9月申請予定、2021年10月認定取得希望						2026年6月期: 0.91億円	農林水産大臣
86	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定審査日程調整中】 ・(有)若松屋(三重県) (2021年6月に登録認定機関の現地調査を実施予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、審査が終了次第認定を行う (参考)事業者の計画:2021年6月認定取得希望						2024年7月期: 0.2億円 (全輸出予定額)	農林水産大臣
87	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【コンサル指摘対応中】 ・マルヤ水産(株)(兵庫県) (2021年5月末にコンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2021年度中申請予定						2025年6月期: 1.0億円 (認定取得予定品目)	農林水産大臣
88	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・愛南漁業協同組合(愛媛県) (2021年3月施設整備完了、4月以降コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:コンサル指導後(2021年4月以降)申請予定						2026年3月期: 0.77億円	農林水産大臣
89	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)予州興業(愛媛県) (2021年3月以降、コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:施設整備後(2021年2月以降)申請予定、2022年12月認定取得希望						2025年12月期: 1.2億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月			9月以降
90	米国	水産食品加工施設のHACCP認定品目の追加が必要	【認定品目の追加申請に向けコンサル検討中】 ・秀長水産（株）（愛媛県） （2021年4月にコンサル指導を予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から認定品目の追加申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う （参考）事業者の計画：コンサル終了後追加申請予定、2022年度中の認定品目の追加希望						2024年3月： 0.55億円 （全輸出額）	農林水産大臣
91	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・柳川冷凍食品（株）（福岡県） （申請まで月1回のコンサル指導を予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2021年6月申請予定、2021年8月認定取得希望						2026年12月： 1億円 （全輸出予定額）	農林水産大臣
92	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	（株）高橋商店（福岡県） ・事業者は申請書類を整備中 ・2021年2月に、進捗状況の確認、必要な指導・助言を行うため、地方厚生局、事業者による面談を実施	【対応方針】 ・厚労省（地方厚生局）は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2021年4月申請予定、2022年3月認定取得希望						2025年2月期： 0.35億円 （全品目の輸出予定額）	厚生労働大臣
93	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・（株）長崎ファーム（長崎県） （2021年7月施設整備完了予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2021年8月申請予定、2021年9月認定取得希望						2025年9月期： 1.15億円	農林水産大臣
94	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・香岐東部漁業協同組合（長崎県） （2021年8月施設整備完了予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2021年11月申請予定、2021年12月認定取得希望						2026年3月期： 0.4億円	農林水産大臣
95	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・（株）九州築地（宮崎県） （申請まで月1回のコンサル指導を予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2022年3月申請予定、2022年4月認定取得希望						2025年6月期： 0.15億円	農林水産大臣
96	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・（株）水永水産（宮崎県） （2021年5月施設整備完了予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2021年6月申請予定、2021年8月認定取得希望						2026年5月期： 3.45億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
97	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株) 下園薩男商店 (鹿児島県) (コンサル指摘対応後、2021年4月登録認定機関に申請予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考) 事業者の計画：2021年4月頃申請予定、2021年5月認定取得希望					2025年1月期： 0.07億円 (認定取得予定品目(一部))	農林水産大臣
98	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株) MRC (鹿児島県) (2021年4月コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考) 事業者の計画：2021年11月申請予定、2021年12月認定取得希望					2025年8月期： 0.7億円	農林水産大臣
99	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(有) 海幸 (鹿児島県) (2021年4～5月コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考) 事業者の計画：2022年2月申請予定、2022年3月認定取得希望					2025年12月期： 0.48億円	農林水産大臣
100	米国	水産食品加工施設のHACCP認定品目の追加が必要	【認定審査の日程調整中】 ・(株) マルモ (鹿児島県) (2021年4月登録認定機関に申請予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考) 事業者の計画：2021年4月申請予定、2021年5月認定取得希望					2026年3月期： 0.92億円	農林水産大臣
101	米国・EU	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・佐賀県食肉センター (佐賀県) (2022年竣工予定)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 事業者が2022年の竣工後早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じ5者協議(※)を実施する等、技術支援を行う </div>					米国：0.3億円程度 EU：0.06億円程度 (事業者への聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
				※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農水省主催で厚労省(本省、地方局)、都道府県等(本庁、食肉衛生検査所/保健所)、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議(以下同)						
102	米国・EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【農水省審査中】 ・(株) トウスイ (茨城県) (米国向けについては、登録認定機関が2020年9月に認定。EU向けについては、2021年2月スクリーニング機関の現地調査を実施済み)	【対応方針】 ・農水省は、2021年3月以降に現地調査を実施し、審査が終了次第認定を行う (参考) 事業者の計画：2021年4月認定取得希望					2024年10月期： 13億円(認定取得予定品目)	農林水産大臣
103	米国・EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【登録認定機関審査中】 ・(株) 南予ビージョイ (愛媛県) (2021年3月に登録認定機関の現地調査を実施済み。登録認定機関審査中)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考) 事業者の計画：(米国) 2021年4月認定取得希望 (EU) 2021年12月申請予定、2022年3月認定取得希望					2026年3月期： 3.82億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
104	米国・EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)新海屋(宮崎県) (2021年3月のコンサル指導実施後、スクリーニング機関へ申請予定)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：(米国)2022年3月申請予定、2022年5月認定取得希望 (EU)2021年4月申請予定、2021年6月認定取得希望					(米国) 2027年5月： 1.5億円(認定取得予定品目) (EU) 2026年3月： 0.14億円(認定取得予定品目)	農林水産大臣
105	米国・EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル検討中】 ・KTM(株)(鹿児島県) (2021年5月頃コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：(米国)2021年10月申請予定、2021年11月認定取得希望 (EU)2022年10月申請予定、2022年11月認定取得希望					2025年3月期： 1.44億円	農林水産大臣
106	ブラジル	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請準備中】 ・飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会(岐阜県) (2021年1月施設整備完了)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければブラジル政府に通知する ・厚労省は、ブラジル政府の審査(現地調査を含む)が終了し、承認が得られたら、認定の通知を行う (参考)事業者の計画：2021年6月に申請予定					2025年3月期： 6.78億円 (各国向け輸出額の合計)	厚生労働大臣 農林水産大臣
107	ブラジル	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請中】 ・4施設が申請中	認定申請を受け、現在ブラジル政府が審査中 厚労省は、ブラジル政府の審査(現地調査を含む)が終了し、承認が得られたら、認定の通知を行う					0.4億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
108	EU	牛乳乳製品の輸出には施設認定が必要	EU向け牛乳乳製品の輸出については、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにおいて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している状況。 EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要	農水省及び厚労省は農水省の支援事業を活用した事業者や輸出を志向する事業者に対し、5者協議(※)の実施等施設認定に向けた取組をフォローする					0.1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
109	EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	北見食品工業(株)(北海道) ・事業者は施設を改修(2021年3月完了予定)。 ・施設改修後、実際に工場を稼働させ問題点を抽出し、課題に取り組む。 ・2022年4月までにEU認定を取得するために申請書類等を整備中	厚労省(地方厚生局)は、2021年11月をめどに事業者が申請できるように技術支援を行う					認定取得後初年度 0.5億円	厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
110	EU	水産食品加工施設のHACCP認定の変更が必要	【認定の変更申請に向け施設整備中】 ・マルカイチ水産(株)(北海道) (2021年3月施設整備完了予定、事業者は3月を目途に申請予定)	都道府県等は、審査及び現地調査を行い、問題がなければ2021年4月までに認定の変更を行う						2025年2月期： 7.26億円	厚生労働大臣
111	EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【スクリーニング機関審査中】 ・(株)山神(青森県) (2021年3月にスクリーニング機関に申請済み、審査中)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2021年6月認定取得希望						2025年3月期： 3.85億円	農林水産大臣
112	EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)マリノス(千葉県) (2021年4月のコンサル終了後申請予定)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2021年4月のコンサル終了後申請予定、2021年7月認定取得希望						2025年12月期： 1億円 (EU向け全輸出品目の予定額)	農林水産大臣
113	EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル検討中】 ・(株)カネジョウ大崎(千葉県) (次回2021年5月中旬コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2021年11月申請予定、2022年3月認定取得希望						2025年12月期： 0.63億円	農林水産大臣
114	EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向けコンサル検討中】 ・(株)オリエンタルフーズ(静岡県) (コンサル指導日程調整中)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年4月申請予定、2022年10月認定取得希望						2024年3月： 0.03億円 (認定取得予定品目分)	農林水産大臣
115	EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	ファームチョイス(株)(熊本県) ・事業者は施設を改修(2021年3月完了予定)。 ・2020年11月に、進捗状況の確認、必要な指導・助言を行うため、地方厚生局、保健所、事業者による面談を実施 ・事業者は2021年3月を目途に申請予定。	厚労省(地方厚生局)は、審査及び現地調査を行い、問題がなければ3か月以内に認定を行う						認定取得後5年で 1.25億円程度	厚生労働大臣
116	EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【事前審査中】 ・熊本県海水養殖漁業協同組合(熊本県) (事前審査における指摘への対応後2021年5月に農水省に申請予定)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2021年5月申請予定、2021年6月認定取得希望						2021年4～6月期： 1.28億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
117	EU	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	【認定申請中】 ・上記のほか4施設が認定申請中。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定を行う						-	農林水産大臣
118	EU	産地魚市場のHACCP認定支援	枕崎漁港高度衛生管理型荷さばき所（鹿児島県） 農水省の補助で整備した漁港における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU・HACCP施設として認定を取得できるよう支援を行っている。 2020年12月に枕崎市漁業協同組合はスクリーニング機関、農水省に申請書を提出済み。	農水省は、事業者からの改善の報告を確認の上、速やかに審査及び現地調査を行い、問題がなければ、2021年6月までに施設を認定						-	農林水産大臣
119	EU	産地魚市場のHACCP認定支援	松浦魚市場（長崎県） 農水省の補助で整備した港湾背後における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU・HACCP施設として認定を取得できるよう支援を行っている。 松浦市は高度衛生管理に対応した閉鎖型荷さばき所を整備中（2021年4月供用開始予定）。並行して、松浦市は、認定取得に向け、コンサルを受けつつ申請に向けた衛生管理体制の構築を進めているところ。	【対応方針】 農水省は、EU・HACCP認定に前向きな市場関係者が多数存在する産地市場から順次、認定に向けた体制構築等を支援 ①農水省は、申請準備段階から必要な助言を行っていくなど、円滑に審査が進むよう取り組む ②農水省は、産地市場の認定に向けて、市場関係者への講習会開催やコンサル指導のための支援事業の利活用を促すほか、事業実施に向け、予算を確保 農水省は、再度市場関係者に対するニーズ調査を実施し、EU向け産地市場の認定に向けた取組を支援 産地市場は、令和3年度中の認定に向けて令和3年9月を目途に認定審査の申請を行えるよう、求められる衛生管理体制の構築や、コンサルを受けつつ認定審査への準備を進める。						-	農林水産大臣

2 その他

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
120	タイ	パラコートやクロールピリホスの規制強化	<p>2019年10月、タイ国家危険物委員会(NHSC)がグリホサート、パラコート及びクロールピリホスの使用禁止の決議を採択。</p> <p>2020年5月、タイ工業省がパラコート及びクロールピリホスの使用禁止を告示、それに伴いタイ保健省がこれらの物質の食品からの検出を禁止する告示案を発表。日本から①Codex基準より厳しい基準を制定する科学的根拠及び②不検出とする場合の検出限界並びに分析方法を提示するようコメントを提出。</p> <p>タイからは、一部回答がない状況。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、外務省等と連携しつつ、タイに対して、Codex基準より厳しい基準を設定する科学的根拠を示すよう要請する ・在外公館及びJETROを通じて、情報収集を行い、事業者へ情報提供を行う 						-	農林水産大臣 外務大臣
121	米国	活ガキの輸出には国家員類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要	<p>輸出国は米国と同等の国家員類衛生プログラムを策定し米側に申請・承認されることが求められる。</p> <p>同プログラムが承認されるためには、 ①米国向け輸出を目指す活ガキが、十分な期間にわたって日本版員類衛生プログラムに基づき生産された実績があり、 ②米国FDAのプログラム審査のための現地調査時に、実際の生産が同プログラムに即して行われていることが確認できること等が必要であることが判明。</p> <p>2020年7月、農水省及び厚労省は、プログラム案を米国へ提出するとともに、米国に対して追加的な情報の照会を行った。</p> <p>2021年3月、日本版員類衛生プログラムの概要について説明するとともに追加の質問を送付。</p>	<p>農水省及び厚労省は、米国の審査を受けた追加的な質問等に対応</p> <p>農水省及び厚労省は、提出したプログラム案に沿って、日本国内の輸出手続を定めた要綱を作成</p> <p>農水省は輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始</p> <p>米国の審査状況を見つつ、プログラムに沿った運用開始を支援</p> <p>都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要</p> <p>都道府県によるモニタリング実施体制構築が必要</p>						<p>0.5億円程度 (活・生鮮かきの輸出実績がある国々への平均的な輸出額と同程度)</p>	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
122	米国	米国向け輸出養殖ブリの薬剤残留基準の設定	<p>日本国内で養殖ブリに使用されている抗生物質（アンピシリン、エリスロマイシン）について、米国では魚類のインポートトレランス（輸入製品に関する残留基準値）が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障が生じている。</p> <p>農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピシリンのインポートトレランス設定を米国側へ申請。</p> <p>農水省は、事業者を支援し、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータを収集。</p>	<p>米国によるアンピシリンのインポートトレランス申請審査（米国側からの質問等について事業者の対応を支援）</p>		<p>農水省は、アンピシリンのインポートトレランス申請について、米国側から追加の対応が必要とされた場合、事業者の対応を支援</p>		<p>農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータを収集</p>	<p>農水省は、データが整い次第、事業者のインポートトレランス申請を支援</p>	200億円 （ブリの米国向け輸出額：2020年96億円、2019年159億円、2018年128億円）	農林水産大臣
123	米国・EU	事業者への輸出先国規制の情報支援 （容器・包装（食品接触材料）の規制）	<p>・EUや米国FDAの包材に関する規制の確認が難しい。</p> <p>・EUの基準に準拠している旨の適合宣言書の対応に苦慮している。</p>	<p>【対応方針】 農水省は、厚労省と連携して輸出先国・地域の食品の容器・包装に係る規制、あるいは事業者からの規制適合品等の要望意見について、継続的に収集、調査を行い、情報を提供する</p> <p>農水省は、厚労省、JCII〔（一財）化学研究評価機構〕と協働して、事業者からの輸出先国・地域の食品の容器・包装の規制に係る問い合わせに対応する</p>						536億円 （加工食品輸出額：2020年；3,740億円、2019年；3,271億円）	農林水産大臣 厚生労働大臣
124	EU	カキの輸出には生産海域の指定及び指定した海域のモニタリングが必要 （海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要）	<p>EU向け輸出カキ生産海域は、現在指定されていないが、国際商材であるカキについて、EU向け輸出を検討している事業者が存在。</p> <p>農水省は2020年9月に生産者を含む関係者へのアンケートを実施し、カキ輸出を検討している事業者が所在する県において、海域指定に必要なデータ収集・整理のための委託事業を実施。 2021年3月に海域指定に必要なデータ収集・整理を完了。</p> <p>ただし、現在、EU・HACCP認定を取得した加工施設は存在しない。</p>	<p>県は指定に向けた検討を行う</p>		<p>海域モニタリング実施に向けた準備</p> <p>①農水省は、都道府県によるモニタリング実施体制構築に向け支援 ②都道府県によるモニタリングの実施体制構築が必要 ③農水省は、海域指定に対応したモニタリングの支援に必要な予算を確保 ④都道府県又は事業者は、海域指定に対応したモニタリングに必要な予算の確保が必要</p>		<p>都道府県の取組状況を事業者とも共有し、HACCP改修・認定への意欲を促進</p>		7億円程度（事業者への聞き取りから推計）	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
125	EU	輸向け原料に使用する生乳生産農場はプルセラ症・牛結核の検査が必要	農場におけるプルセラ症、牛結核の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済。 農水省は、検査費用を補助する補助事業の公募を実施。	国内のチーズ工房等を対象に原料乳を製造する農場において、施設認定のスケジュールとの整合を図りつつ、プルセラ症・牛結核の検査を実施						0.1億円（再掲） （輸出の前提となる衛生条件） なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEコードに基づき牛結核・プルセラ症について清浄化を達成する必要（最短で2021年4月以降）。	農林水産大臣
126	EU	鯉節に含まれるベンゾピレンの量が制限されている。	本枯節などの高級品が輸出できないため、農水省が制限緩和を要請したが、EUは応じず。 EU代表部を通じ、2019年8月にEUのDG・SANTEに対し協議を行ったが、だし抽出用ティーバッグであっても商品自体のベンゾピレン含有量が規制値を超えていれば輸入不可であり、かつ、ベンゾピレン規制値の緩和も困難と回答あり。 農水省は、2020年8月にEUへのかつお節製品の輸出に係る規制及び規制に対応した商品開発支援について、事業者向けに説明会を実施。 2021年4月からは鯉節の粉末やだしを使った加工食品についても、EU規則を満たす鯉節の使用が必要。 農水省の補助事業により、鯉節製造事業者1社が新たなEU向け鯉節開発のための機器を整備。2021年2月に削り節製造事業者1社が新たにEU HACCP施設認定を取得。	【対応方針】 ・農水省は、商品開発支援事業について周知する ・農水省は、新たなEU・HACCP認定の鯉節製造工場、鯉節加工工場などの登録に向け関係事業者と意見交換を進める						2.6億円 （鯉節類の輸出実績がある国への平均的な輸出額と同程度）	農林水産大臣
127	EU	2021年4月21日から施行予定の新たな混合食品規制への対応	動物性原材料（卵、乳、魚など）の使用割合が50%未満の加工食品は、動物性原材料がEU向け認定施設由来である旨の証明書が免除されている。 2021年4月からの新規制では、加工食品に含まれる動物性原材料がEU向け認定施設由来である旨の公的証明書又は自己宣誓書が必要となる。 EUに対し、日本を始め各国が措置の延期や見直しに関する意見を提出しているが、施行の予定は変わっておらず、動物性原材料を含む調味料や菓子等多くの品目に影響が及ぶ可能性。	・農水省は取扱要綱を策定し、公的証明書を発行する ・農水省は新規制の詳細、取扱要綱に基づく手続や規制に対応するための支援措置等について、関係する事業者へ周知する						25億円◇ （加工食品の対EU輸出額：2019年247億円、2018年222億円）	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
128	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ NZ、EU等	一元化的な輸出証明書の発給システムの整備	<p>食品衛生に関する証明は地方厚生局等、放射性物質検査証明や産地証明は農水省に申請する必要があるなど、輸出証明書の申請先が複数部署にまたがるため分かりにくく、窓口の一元化が求められている。</p> <p>農水省は、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元化された発給システムの構築を進めている。</p> <p>地方農政局等が発行する放射性物質検査証明書等について、より速やかに発行してほしいとの意見がある。</p>	<p>農水省は、令和2～3年度で輸出証明書の発行申請・交付をワンストップで行うためのシステム構築を行う</p> <p>令和3年4月から、新たに財務省が所管する輸出証明書等をシステムの対象として運用を開始</p> <p>また、令和3年度は、その他の輸出証明書を対象とするための開発のほか、審査時間を短縮するための審査支援機能を新たに追加して、輸出証明書の発行を速やかに行えるよう開発を進める</p> <p>農水省及び関係省庁は、開発事業者による詳細設計に必要な情報提供、意思決定を行う</p> <p>農水省は、関係省庁（厚労省及び財務省）とともに、輸出証明書発行業務のシステム化に向け、公印の取扱い、発行要綱の見直し等の必要な措置を行う</p> <p>農水省は、システムを活用した輸出証明書の発行について、随時、速やかな審査・発行対応に向けた業務の見直し（審査基準の統一化等）を進める</p>						9,123億円 [◇] （輸出証明書発行対象国への農林水産物・食品の輸出額：2019年9,039億円、2018年8,957億円）	農林水産大臣
129	各国共通	輸出に関する一元的な相談窓口	2020年4月、農水省に輸出事業者からの様々な相談に応じる一元的な相談窓口を設置。	<p>農水省は、地方農政局等や関係省庁、関係機関に寄せられる輸出に係る相談について、対応内容が共有できるネットワークを活用し、積極的な対応を推進する</p> <p>農水省は、輸出事業者が知りたい情報に速やかにアクセスし、課題解決に繋げられるよう、随時、ホームページを分かりやすく見直す</p>						9,123億円 [◇] （輸出証明書発行対象国への農林水産物・食品の輸出額：2019年9,039億円、2018年8,957億円）	農林水産大臣
130	北米 EU オセアニア アジア	輸出处青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定	<p>農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、</p> <p>1 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。（当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。）</p> <p>2 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省及び厚労省が協議の体制を整備し、インポートトレランス申請の効率化について協議を行う 事業者は、補助事業を活用し、輸出先国等に基準値設定の申請（再設定の申請も含む）をする 農水省は、厚労省の協力も得つつ、データを整理し、輸出先国等に対して基準の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかける 厚労省と連携の上、Codex基準の設定に向けて優先リストへの掲載を提案する <p>農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留農薬基準値の設定申請を行う剤及び対象国等の選定（4月） 選定剤の申請に必要な作物残留試験等の実施（4月～） <p>農水省が厚労省と連携の上、Codex委員会の関係部会に優先リストへの記載を提案することによって早期に基準の設定を目指す</p>						20.4億円（インポートトレランス申請先への輸出可能性額） (2020年輸出額：青果物294億円、茶162億円、2019年輸出額：青果物297億円、茶146億円)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
131	全輸出先国・地域	食品添加物などの食品関連規制	<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国・地域で規制されている物質を含む加工食品の輸出ができない。 輸出先国・地域の規制の調査、対応に時間を要する。 輸出先国・地域で使用可能な食品添加物が不明。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出先国・地域の食品関連規制（食品添加物、有害化学物質、等）を調査する 農水省は、調査した食品関連規制について事業者へ情報提供を行う <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>農水省は、令和3年度に実施する輸出先国・地域の食品関連規制の調査対象項目及び対象の国・地域の選定を行う</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>農水省は、選定した輸出先国・地域の食品関連規制の調査を行い、調査結果について、分かりやすく情報提供する</p> </div> </div>						536億円 (加工食品輸出額：2020年；3,740億円、2019年；3,271億円)	農林水産大臣
132	共通	植物検疫協議を実施する対象国・地域、品目の選定	限られた時間や人員などのリソースを最大限に活用して効果的・効率的に協議を進める必要がある。	<p>(対応方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 農林水産省は、都道府県を通じて、産地、事業者等から植物検疫の解禁協議等の要望について調査を行い、外部有識者等の意見を踏まえ、 <ol style="list-style-type: none"> 我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがあること 輸出先国における需要が強く継続的な輸出が見込まれること 農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が示されていること 輸出先国の政府機関等との他の協議事項も鑑み早期に協議が整う可能性が高いこと 等の観点から検討を行う <p>2. 検討結果について、農林水産物・食品輸出本部が作成する実行計画に盛り込む</p>						-	農林水産大臣

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
133	香港、台湾、米国、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等（牛肉）	・令和3年4月までに18産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、生産者・食肉処理施設・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p>						1,600億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
134	シンガポール、タイ	輸出産地による輸出事業計画の策定等（豚肉）	・令和3年4月までに5産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、生産者・食肉処理施設・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p>						29億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
135	香港、ベトナム、シンガポール、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等（鶏肉）	・令和3年4月までに7産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、生産者・食鳥処理施設・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p>						45億円 (2025年目標額)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
136	シンガポール、米国	輸出産地による輸出事業計画の策定等（鶏卵）	・令和3年4月までに6産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p>						63億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
137	香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア	輸出産地による輸出事業計画の策定等（チーズ、LL牛乳等）	・令和3年4月までに2産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、生産者・乳業者・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p>						328億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
138	台湾、香港、タイほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（りんご）	・令和3年4月までに7産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に輸出産地から新たに15件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、2件の既策定計画のフォローアップを行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>						177億円 (2025年目標額)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
139	香港、台湾、タイ、シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ぶどう）	・令和3年4月までに5産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に輸出産地から新たに17件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、2件の既策定計画のフォローアップを行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>					125億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
140	香港、台湾、シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（もも）	・令和3年4月までに6産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に輸出産地から新たに16件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、1件の既策定計画のフォローアップを行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>					61億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
141	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、カナダ、フランス（EU）ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんきつ）	・令和3年4月までに14産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に輸出産地から新たに15件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、3件の既策定計画のフォローアップを行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>					39億円 (2025年目標額)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
142	香港、シンガポール、タイ、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（いちご）	・令和3年4月までに12産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に輸出産地から17件の輸出事業計画の提出を目指す 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>						86億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
143	香港、シンガポール、タイ、台湾、マレーシア、カナダほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜）	・令和3年4月までに35産地のリストを公表	<p>(かんしょ・かんしょ加工品)</p> <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に全ての輸出産地において輸出事業計画の策定を目指す 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出目標の実行のための課題と対策の明確化を図る <p>農水省は、輸出拡大のための課題と対策について、輸出産地との意見交換を実施</p> <p>農水省は、輸出産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての輸出産地において輸出事業計画の策定を目指す</p> <p>(その他の野菜)</p> <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に輸出産地から新たに20件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、8件の既策定計画のフォローアップを行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う <p>令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>						28億円 (2025年目標額)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
144	米国、中国、香港、EU、ベトナム、シンガポール等の東南アジア、ロシア、豪州等	輸出産地による輸出事業計画の策定等（切り花）	・令和3年4月までに7産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に輸出産地から8件の輸出事業計画の提出を目指す 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う <p>令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>						18.8億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
145	米国、EU、中国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（茶）ほか	・令和3年4月までに11産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に輸出産地から新たに17件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、4件の既策定計画のフォローアップを行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>						312億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
146	香港、米国、中国、シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（コメ・バックご飯・米粉及び米粉製品）	・令和3年4月までに37産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年度中に全ての輸出産地からの輸出事業計画の提出を目指す 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援し、令和3年度中に輸出産地における輸出事業計画の策定を目指す</p> <p>農水省は、産地との意見交換等の場を活用して輸出向けの米の生産拡大（主食用米からの作付転換）を促す 農水省は、新たに1000トン超の輸出向けの米生産に意欲を示した産地に対しては、輸出産地リスト入りを働きかける</p>						125億円 (2025年目標額)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
147	中国・米国・韓国・台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（製材）	・令和3年4月までに4産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について助言等を行う 農水省は、令和3年12月までに4件の輸出事業計画の策定を目指して助言等を行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、輸出産地と意見交換</p> <p>農水省は、都道府県と連携し、年内に合計7産地のリスト化に向けた技術的助言、支援を実施</p> <p>農水省は、輸出の拡大に向けた重点輸出国の市場調査を実施</p>						271億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
148	中国・韓国・台湾ほか	マーケットインの発想に基づく担い手による輸出促進（合板）	・令和3年4月に8担い手のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、製材と連携した木造軸組構法による輸出の促進について助言等を行う 農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、業界団体とともに、担い手の輸出の取組を促進するため、機運の醸成や技術的な助言を実施</p> <p>農水省は、輸出の拡大に向けた重点輸出国の市場調査を実施</p>						80億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
149	米国、中国、香港ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ぶり）	・令和3年4月までに7産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定・見直しについて助言する 農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、輸出産地との意見交換を実施</p> <p>農水省は、必要に応じて輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定について助言し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>						542億円 (2025年目標額)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
150	韓国、米国、台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（たいてい）	・令和3年4月までに2産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定・見直しについて助言する 農水省は、輸出事業者等から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、輸出産地との意見交換を実施</p> <p>農水省は、必要に応じて輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定について助言し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>					193億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
151	中国、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ホタテ貝）	・令和3年4月までに2産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定・見直しについて助言する 農水省は、輸出事業者等から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、輸出産地との意見交換を実施</p> <p>農水省は、必要に応じて輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定について助言し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p>					656億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
152	香港、中国、タイほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（真珠）	・令和3年4月までに1産地のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、実施主体による輸出事業計画の策定・見直しについて助言する 農水省は、実施主体から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、輸出産地との意見交換を実施</p> <p>農水省は、必要に応じて実施主体による輸出事業計画の策定について助言し、令和3年度中に実施主体からの輸出事業計画の提出を目指す</p>					379億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
153	中国、香港、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（清涼飲料水）	・令和3年4月までに11担手のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、団体・事業者と意見交換を実施し、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす 農水省は、輸出事業者等から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定にかかる助言等を行うとともに、輸出事業計画の策定者への支援策を検討する</p>					786億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
154	香港、中国、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（菓子）	・令和3年4月までに46担手のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、団体・事業者と意見交換を実施し、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす 農水省は、輸出事業者等から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定にかかる助言等を行うとともに、輸出事業計画の策定者への支援策を検討する</p>					465億円 (2025年目標額)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
155	米国、中国、EUほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ソース混合調味料）	・令和3年4月までに10担い手のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、団体・事業者と意見交換を実施し、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす 農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う <p>農水省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定にかかる助言等を行うとともに、輸出事業計画の策定者への支援策を検討する</p>						850億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
156	米国、中国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（味噌・醤油）	・令和3年4月までに味噌20産地39担い手、醤油23産地47担い手のリストを公表	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、助言等を行う 農水省は、各産地の事業への取組状況に応じて令和3年度中に3割の輸出産地からの輸出事業計画の提出を目指す 農水省は、輸出産地等から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う 農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う <p>・農水省は、輸出事業計画のひな形を作成し、各産地に配布</p> <p>・農水省は、輸出産地との意見交換を実施</p> <p>・農水省は、産地の輸出事業計画の作成等を支援</p>						231億円 (2025年目標額)	農林水産大臣
157	米国、中国、香港、EU・英国、台湾、シンガポール	輸出産地による輸出事業計画の策定等（清酒（日本酒））	・令和3年4月までに611担い手のリストを公表	<p>財務省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定について助言等を行うとともに、策定者への支援策を検討する</p> <p>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</p> <p>財務省は、日本産酒類の認知度向上・販路拡大に向けた取組を実施する</p>						600億円 (2025年目標額)	財務大臣
158	EU・英国、米国、中国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ウイスキー）	・令和3年4月までに33担い手のリストを公表	<p>財務省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定について助言等を行うとともに、策定者への支援策を検討する</p> <p>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</p> <p>財務省は、日本産酒類の認知度向上・販路拡大に向けた取組を実施する</p>						680億円 (2025年目標額)	財務大臣
159	中国、米国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等（本格焼酎・泡盛）	・令和3年4月までに186担い手のリストを公表	<p>財務省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定について助言等を行うとともに、策定者への支援策を検討する</p> <p>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</p> <p>財務省は、日本産酒類の認知度向上・販路拡大に向けた取組を実施する</p>						40億円 (2025年目標額)	財務大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
160		品目団体の育成	品目団体の在り方について、品目団体の財源の確保、ジャパンブランドと地域ブランドの使い分けなど、具体的な方法についても検討中。	農水省及び財務省は、品目団体の在り方について、生産から輸出に至るまでの関係事業者の意見を踏まえて検討を行い、令和3年夏を目途に結論を得る						-	農林水産大臣 財務大臣
161		JETRO・JFOOD0の業務の在り方	品目団体と連携の在り方についてJETRO、JFOOD0と検討中。	農水省は、経産省と連携し、財務省の意見も聞きつつ、令和3年夏を目途に、JETROに品目団体の要望を反映するための枠組みの設置について検討し、結論を得る		農水省及び財務省は、品目団体の育成状況を踏まえながらJETROが設置する枠組みに、品目団体の代表として参加する者を、令和3年秋を目処に選出・推薦する				-	農林水産大臣 経済産業大臣 財務大臣
				農水省は、経産省及び財務省の意見も聞きつつ、令和3年夏を目途に、品目団体による海外販路開拓・商流構築への支援、輸出産地に対する支援のあり方について検討し、結論を得る							
				農水省及び経産省は、財務省の要望も聞きつつ、令和3年夏を目途に、戦略的プロモーションに追加する品目について検討し、結論を得る							
162		大使館などの役割強化の方法などの国の体制強化	国の体制強化の具体策について検討中。	農水省、外務省及び経産省は、輸出先国・地域での情報収集、事業者への情報提供、品目団体等による海外の商流との連携強化等を支援するため、政府全体の課題を整理した上で、体制強化の方策について検討し、令和3年夏を目途に方向性を整理する		農水省、外務省及び経産省は、体制強化の具体的な方策について検討する				-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
163		大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸物流の構築	輸出先国・地域のニーズや規制に対応する産地が連携して取り組む大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするための方策等について検討中。	農水省及び国交省は、 ・港湾、空港の利活用 ・集荷等の拠点となる物流施設の整備・活用 ・海外におけるコールドチェーン拠点整備・確保の方策等について、令和3年夏を目途に結論を得る						-	農林水産大臣 国土交通大臣
164		輸出に取り組む加工食品事業者との協力体制の構築	地域の輸出向け加工食品の開発や輸出の取組等を支援するため、地域の輸出に取り組む加工食品事業者との協力体制（加工食品クラスター）の構築について検討中。	農水省は、生産から輸出に至るまでの関係事業者の意見を踏まえて以下の検討を行い、令和3年夏を目途に結論を得る ・対象となる地域食品を掘り起こし、地域レベルまたはより広範囲での協力体制を構築 ・加工食品の輸出事業計画の策定を促進するための支援策の検討 ・加工食品の事業者を組織化し、共同での輸出体制の構築（大手と地域中小の連携） ・GIなど知財を活用したブランド化（EUはGIを活用した輸出促進）						-	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
165		改正種苗法に基づく輸出先国の制限を行う品種の目標設定	「種苗法の一部を改正する法律」に基づく輸出先国・地域の指定などを行う品種数などの数値目標を、改正法の施行後、速やかに設定する。	農水省は、輸出国の制限届出を受付（9月30日まで）、公示					-	農林水産大臣
				農水省は、数値目標を設定						
166		農林水産業、食品産業の海外展開について、ノウハウの流出につながる国内の利益となる方策の検討	生産・加工・販売等の関連事業の海外展開が、我が国のノウハウなどの流出につながる国内の利益となる海外展開の推進方策について検討中。	農水省は、生産から輸出に至るまでの関係事業者の意見を踏まえて、我が国の利益確保の観点から留意すべき点を整理し、海外展開を進めるための支援策の検討を行い、令和3年夏を目途に結論を得る					-	農林水産大臣
167		品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題解決への対応	研究開発に資するよう令和2年度中に品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題の把握を実施。把握した技術的な課題について令和3年3月に公表。	<p>農水省は、令和2年度第3次補正予算「スマート農業技術の開発・実証プロジェクトのうち輸出促進のための新技術・新品種開発」において、以下の研究開発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力樹形に適した果樹品種・系統の選定と最適な栽培管理方法の開発 ・春節に向けたシャインマスカット輸出を拡大する長期保存技術の開発 ・国際競争力強化へ向けたかんしょ生産の安定化と高品質化に係る系統の育成と栽培技術の開発 ・大豆生産基盤強化のための極多収品種の育成 等 <p>・農水省は、輸出関係の各種会議における輸出事業者等との意見交換を通じて、更なる技術的な課題の把握を実施</p> <p>・農水省は、把握した課題に対して、令和4年度の研究予算での対応方針等について検討し、結論を得る</p>					-	農林水産大臣

(参 考)

(参考)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
168	インド	醤油の規格見直し	改正規格の早期施行と特別措置の実施承認について要請し、特別措置が認められ、2021年1月、特別措置枠で輸出された商品のインド側での輸入通関手続きも完了した。	対応済み						0.2億円程度	
169	インドネシア	インドネシア向け鮮魚輸出にかかる衛生証明書の即日発行の体制整備	2021年1月7日、インドネシア政府は輸出水産物のうち、空輸される鮮魚についても衛生証明書を要求。輸出当日の朝に鮮魚を買付け、同日午前の航空便で輸出する現在の商流に対応するため、インドネシア政府とPDF形式の衛生証明書の発行及び確認方法について協議するとともに、衛生証明書の即日発行体制を整備。2021年1月29日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	対応済み						1.2億円程度	
170	インドネシア	インドネシア向け観賞魚（鯉及び金魚）輸出にかかる地方自治体の衛生証明書の発行	2021年2月、インドネシア政府から要求のあった観賞魚輸出にかかる地方自治体の衛生証明書発行機関に関する情報（連絡先等）を提供するとともに、衛生証明書の発行及び確認方法について協議。2021年3月1日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	対応済み						2.6億円程度	
171	インドネシア	米の輸入許可手続きの停滞	2021年1月、輸入事業者に対し商業省からジャボニカ米の輸入許可が下りたことを確認した。	対応済み						0.3億円 （対インドネシア輸出額 2020年0.03億円、2019年0.25億円）	
172	シンガポール	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	（株）にし阿波ビーフ シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年10月に認定。	対応済み						0.36億円程度 （事業者への聞き取り）	
173	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	（株）いわちく（岩手県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2021年3月に認定。	対応済み						0.2億円程度	
174			（株）ミートランド（秋田県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2019年5月に認定。	対応済み						0.6億円程度 （No.174、175、176の合計）	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
175			(株)越谷食肉センター（埼玉県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年3月に認定。	対応済み							
176			県北食肉センター協業組合（埼玉県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年8月に認定。	対応済み							
177	シンガポール	豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が必要	2018年10月に現地調査を受け入れ。2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。2019年5月、農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意。2019年5月31日、輸出要綱公表。	対応済み						0.25億円程度	
178	シンガポール	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限がシンガポール側にある	・現地調査を受け入れ、牛肉・牛肉加工品、豚肉・豚肉加工品については、日本側が認定権限を取得。 ・2019年5月31日、牛肉、豚肉及びこれらの製品の施設認定権限の日本への移譲、衛生証明書様式の変更に合意。	対応済み						2018年シンガポール向け輸出実績： （牛肉）15.8億円 （豚肉）1.2億円	
179	シンガポール	食肉加工品への外国産原料の使用	シンガポール向け食肉加工品の原料肉は国産に限られており、外国産が使用できない。 ・2019年7月、外国産原料の使用についてシンガポールに要請。 ・2020年1月、シンガポールより外国産原料の使用を認める旨の回答あり。 ・2020年9月、要綱改正。	対応済み						1.8億円 （2019年の香港向け豚肉加工品輸出実績）	
180	シンガポール	家きん肉の解禁協議	・厚労省及び農水省は、2019年5月中に輸出要綱を公表。 ・家きん肉及び家きん肉製品、卵製品について衛生証明書様式の策定。	対応済み No.13に移行						0.01億円程度	
181	シンガポール	食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの基準と矛盾	・国内については、100ppm～150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄する機会が多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。 ・シンガポールより、2019年6月に50ppm以下の次亜塩素酸ナトリウムの浸漬での使用を認める連絡 ・厚労省は、7月2日付けの対シンガポール輸出食肉等に係るQAにより周知（輸出要綱も改正（8月中））。	対応済み						0.01億円程度	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
182	シンガポール	活カキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	三重県産の活カキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、大分県、宮城県が認定に係る申請書をシンガポールに提出し2019年3月に承認済み。 2019年6月にシンガポール側から衛生証明書様式に合意するとの連絡があった。	対応済み							4件。0.4億円 (三重県の輸出目標額1千万円/年から推計)	
183			三重県産の活カキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、広島県、福岡県が認定に係る申請書をシンガポール側に提出。	対応済み	(シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱に沿って対応)							
184	シンガポール	水産物のピブリオ・フルビアリスに関する規制明確化	・2020年4月、輸出業者から、「シンガポール向けに輸出した冷凍カキからピブリオ・フルビアリス (<i>Vibrio fluvialis</i> : 下痢、嘔吐、腹痛等の食中毒症状をもたらす細菌) が検出され、輸入差止めに入った。」との連絡があったが、当該細菌のシンガポール側基準値が明らかとされていないため、シンガポール側に照会。 ・シンガポール側からの回答により、検査方法及び基準値が明らかとなったことから、2020年11月に農林水産物・食品輸出本部のHPに情報を掲載し、関係事業者等に周知。	対応済み							1億円◇ (冷凍カキの対シンガポール輸出額：2019年1億円、2018年0.5億円)	
185	タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	・経産省は、生鮮品についての①申請時提出書類の統一化・簡素化、②再輸出時の提出資料免除、③出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を2019年7月に日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口へ改善措置を通知し、これに基づく運用を実施中。	対応済み							—	
186	タイ	豚肉の解禁協議	・2019年7月23日に輸出検疫条件及び証明書様式についてタイ側と合意し、8月8日に輸出要綱を策定。	対応済み							0.01億円程度	
187	タイ	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	・随時認定済み。	対応済み							0.01億円程度	
188	タイ	2019年8月から、青果物の選果・梱包施設は衛生基準を満たした証明書が必要	民間の食品安全マネジメント協会 (JFSM) とその認証を受けた監査会社、一部の都道府県及び国は、必要な証明書の発行体制を整備済み。	対応済み							3.3億円◇ (対タイ野菜・果物全体輸出額 (2018年：12.8億円、2017年：8.9億円) から推計)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
189	タイ	かんきつ類の条件変更(査察制への移行)	2020年5月17日付けで、条件変更(日本産かんきつ類の査察制への移行)が実現。	対応済み No. 14に移行							0.26億円 (対タイ輸出額: 2018年0.31億円、 2017年0.17億円)	
190	タイ等	各国ごとに定められた禁止成分	牛肉エキス、部分水素添加油脂等の禁止成分に係る情報提供を実施。	対応済み							—	
191	タイ フィリピン	加工食品の輸出は商品登録が必要	タイ・フィリピンでの登録手続に時間を要していた事案について、現地当局との調整を実施。	対応済み							タイ: 0.7億円◇ フィリピン: 0.4 億円◇ (加工食品の対タイ 輸出額: 2019年 71.5億円、2018年 67.2億円、対フィ リピン輸出額: 2019年41.7億円、 2018年35.3億円)	
192	台湾	牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化される予定 施設追加の手順が定められておらず、希望施設はあるものの、追加ができない。	・2018年12月に台湾による現地調査を実施。 ・厚労省は、2019年7月に台湾側より示された施設追加の手順に基づき、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。	対応済み							台湾向け輸出施設数の維持・拡大 (台湾向けの輸出実績(2018年): 40.7億円)	
193	台湾	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等(保健所を含む)が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 <事業者の要望> 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を发出。	対応済み							36億円程度◇	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
194	台湾	牛肉の施設認定権限が台湾側にある。 〔日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。〕	厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議済み。 ・2019年5月に、厚労省及び農水省は日本台湾交流協会を通じて、台湾側の状況確認。 ・2019年7月に台湾側より、施設の新規登録においては、基本調査票及び日本側の現地調査資料を提出する必要がある旨連絡があった。 ・厚労省は、2019年8月に要綱を作成し発出。	対応済み						41億円◇ (対台湾輸出額：2018年40.7億円、2017年13.7億円)	
195	台湾	既存の牛肉輸出施設について、要綱への対応が必要	・厚労省は、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。 ・厚労省は、2019年9月5日、既存の牛肉輸出施設に対し、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出を依頼。 ・事業者は、要綱への適合状況を確認するために必要な資料を2019年10月末までに厚労省に提出。 ・厚労省は、2020年8月に要綱への適合性確認を完了。	対応済み						台湾向け認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額）1.4億円◇	
196	中国	食用活水産物の衛生証明書発行の際の有害物質検査	・中国向け食用活水産物の衛生証明書発行申請において、輸出者に対し、活水産物の有害物質（カドミウム、無機ヒ素）の輸出前検査を行い、中国側基準値を下回っていることを示す検査結果を添付するよう求めているが、検査費用が掛かり、また、結果判明に時間を要することから、検査の緩和・撤廃について要望があった。 ・近年の有害物質検出状況を踏まえ、2020年9月28日に要綱を改正。検査基準を廃止し、中国側の衛生要件に対する違反状況等を踏まえ、必要に応じ検査実施を求めるとした。	対応済み						2億円程度 (2019年実績：1.7億円、2018年実績：0.8億円)	
197	中国	水産物の輸出には中国政府による施設登録が必要	厚労省は、中国側から輸出品目等の登録要請を受け、既登録施設を含む全ての施設に対して登録情報の調査を実施し、2020年6月に中国側に施設リストの更新を要請。 2020年9月11日、中国側の施設リストが更新され、手続きが完了したことを確認。	対応済み						認定取得後1年目で0.1億円程度	
198	中国	水産物輸出の際には最終加工施設の登録が必要	最終加工施設の登録に関し、2019年8月7日、中国側より、登録リストの更新作業依頼が接到し、8月13日、厚労省は、登録リストを中国側に送付。 2019年9月6日、中国側の登録リストが更新され、手続きが完了したことを確認。	対応済み						(輸出の前提となる衛生条件)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
199	中国	イヌマキの輸出再開（中国側が土付きイヌマキのリスク評価を実施するとして、リスク評価が終了するまで、新たな輸入許可証の発行を停止）	日本産イヌマキの輸出再開について、土壌を除去して輸出する方法について、2019年10月下旬に、中国側専門家による現地調査が終了。 2019年12月末、中国側から現地調査の結果通知を受領。 2020年1月、中国側から土付きでの輸入を暫定的に認める旨の連絡。 2020年2月、中国側から土付きイヌマキの輸入許可証が発行され、輸出再開。	対応済み						50億円	
200	中国	輸入包装済み食品ラベルへの規制強化	輸入包装食品ラベルに対する規制強化案として、2019年11月に「輸入商品の中国語による表示を製造過程において直接貼付または印刷しなければならない」等、輸出障壁となる項目。その後、見直し要求を継続した結果、2020年9月のTBT通報（Addendum）では「製造過程」という文言が消えたので、「中国語のラベルを外国語のラベルを隠すように上から追加で貼付してはならない」という理解で間違いないかとWTO経由で問い合わせたところ、「日本の理解で正しい」との回答を中国政府より得た。よって外国語のラベルを隠さない形であれば追加貼付が認められることが分かった。	対応済み						-	
201	ベトナム	羽田空港において輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務を開始するにあたり、東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用のための手続きが必要。	東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、2019年5月中旬に窓口設置。 窓口を設置後、5月から証明書発行業務を開始。	対応済み						-	
202	ベトナム	りんごの条件変更	2019年12月15日付けで条件変更が実現。	対応済み						1.1億円 （対ベトナム輸出額：2018年2.1億円、2017年1.4億円）	
203	ベトナム（各国共通）	加工食品は自由販売証明書が必要	厚労省が自由販売証明書を発行。申請は地方厚生局において平日受付で、約2～3週間で発行される。 2020年4月1日より、厚労省から農水省に発行業務が移管される。	対応済み						150億円程度 [◇] （2018年輸出額：103億円、2017年輸出額：69億円）	
204	ベトナム	輸出先国における商品登録手続早期化の支援	輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続の早期化に向けた支援が求められる。	対応済み						0.9億円 [◇] （加工食品の対ベトナム輸出額：2018年103.8億円、2017年69億円）	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月			9月以降
205	香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要	2019年8月、香港側から当該要件を削除し受入可能な回答が得られた。 9月27日 要綱改正済み（厚労省）	対応済み						4億円◇ (2018年の対香港輸出額：41.3億円の1割)	
206	香港	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 ＜事業者の要望＞ 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を发出。	対応済み						40億円程度◇	
207	香港	香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認	・2018年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については輸出検査を不要とする制度の見直しを実施。 ・動物検疫所での対応について再徹底が図るため、2019年5月30日に通知を发出。 ・動物検疫所の提案により輸出者から香港政府へ各種加工食品の受け入れ条件を照会したところ、8月14日に輸出検査を受けることなく輸出が可能であることを確認。	対応済み						—	
208	マカオ	30か月齢以上の牛肉の輸出不可	2020年3月、厚労省及び農水省はマカオ側と証明書様式等について合意、6月解禁済み。	対応済み						0.7億円程度	
209	豪州	いちごの輸出解禁	2020年8月28日付けで輸出解禁が実現。	対応済み						0.06億円	
210	米国	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	(株)北海道畜産公社道東事業所十勝工場（北海道） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	対応済み						16.5億円程度 (No.210、211、212、213、214の合計)	
211			(株)栃木県畜産公社（栃木県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月に認定。	対応済み							

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
212			京都市中央卸売市場第二市場（京都府） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月に認定。	対応済み							
213			和牛マスター食肉センター（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	対応済み							
214			（株）ミヤテク都農工場（宮崎県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	対応済み							
215	米国	水産食品加工施設のHACCP認定が必要	広瀬水産（株）（北海道） 登録認定機関は2020年10月に認定。	対応済み						2025年2月期： 2.99億円	
216			（株）大豊（青森県） 登録認定機関は2020年11月に認定。	対応済み						2025年10月期： 1.41億円	
217			サンコー食品（株）（岩手県） 登録認定機関は2021年2月に認定。	対応済み						2025年9月期： 1.38億円	
218			（株）津久勝（茨城県） 登録認定機関は2020年12月に品目追加。	対応済み						2025年3月期： 2.05億円 （認定取得予定品目）	
219			（株）三崎恵水産（神奈川県） 登録認定機関は2020年9月に認定。	対応済み						2023年度： 1.48億円	
220			（株）トライツナプロダクト吉田工場（静岡県） 厚労省は2020年9月に認定。	対応済み						-	
221			大阪府鯉巾着網漁業協同組合（大阪府） 登録認定機関は2020年12月に認定。	対応済み						2022年3月期： 0.09億円	
222			（株）愛媛海産（愛媛県） 登録認定機関は2021年3月に認定。	対応済み						2025年8月期： 0.2億円 （全輸出予定額）	
223			（株）高知道水（高知県） 登録認定機関は2020年12月に認定。	対応済み						2024年6月期： 5.53億円	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
224			(株) スイケンフーズ (佐賀県) 厚労省は2021年3月に認定。	対応済み						1.2億円目標 (2023年度)	
225			(有) 山吉國澤百馬商店 (鹿児島県) 登録認定機関は2020年9月に認定。	対応済み						2025年3月期 : 0.18億円	
226			的場水産 (株) (鹿児島県) 厚労省は2020年10月に認定。	対応済み						認定取得後1年目 で0.1億円程度	
227			(株) 八起屋 (鹿児島県) 登録認定機関は2021年2月に認定。	対応済み						2020年12月期~ 2021年2月期 : 0.04億円	
228	米国	うんしゅうみかんの条件変更	2020年2月1日、米国との協議の結果、日本産うんしゅうみかんの臭化メチルくん蒸措置の廃止。	対応済み						0.03億円 (対米輸出額 : 2018年0.02億円、 2017年0.05億円)	
229	米国	なしの条件変更	2020年4月16日付けで条件変更(輸出地域の拡大及び品種制限の撤廃)が実現。	対応済み						0.01億円 (対米輸出額 : 2018年0.12億円、 2017年0.13億円)	
230	米国	蒸留酒の容量規制の緩和	米国内で流通可能な蒸留酒は、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外(例：四合瓶、一升瓶)のままでは輸出できない。2020年12月29日、米国政府は連邦規則を改正し、蒸留酒について、日本が求めていた容量は全て流通可能となった。	対応済み						2.5億円程度 (蒸留酒の対米輸出額 : 2020年81.7億円、2019年79.3億円)	
231	米国	酒類のラベル承認手続	米国内で流通する酒類は、連邦規則に基づき、銘柄、分類名称(清酒、焼酎等)、アルコール度数、内容量、原産国等をラベルで表示する義務があり、ラベルは連邦政府の承認が必要となっている。日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文において、米国政府は酒類のラベルの承認手続を簡素化しよう実施中の努力を継続することとなっていた。米国側のこれまでの取組の結果、ラベル承認手続に改善がみられた(例 審査に係る平均日数 2016年：91日⇒2020年：31日)。	対応済み						3.6億円程度 (対米輸出額 : 2020年138.4億円、 2019年156.6億円)	
232	カナダ	金魚の輸出解禁	2017年8月、カナダ食品検査庁から日本産金魚輸入にかかる協議開始の要請を受け、衛生証明書様式について協議を開始。2020年10月14日、衛生証明書様式を合意。	対応済み						0.01億円	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
233	ブラジル	相手先国の通関の迅速化	通関で時間がかかっていた事案について、現地当局との調整を実施。	対応済み						0.4億円 [◇] (加工食品：2018年輸出額7.8億円、2017年輸出額：7.8億円)	
234	ペルー	サバ等、水産物の輸出には衛生証明書が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年10月までに証明書様式と発行体制についてペルー側と合意。 ・農水省は、2021年1月20日に取扱要綱を制定、2021年2月1日より証明書発行開始。 	対応済み						1.8億円 [◇] (水産物の対ペルー輸出額：2019年0.6億円、2018年2億円)	
235	EU	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	(株)北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター（第3工場）	対応済み						0.04億円程度 (事業者への聞き取り)	
236			(株)栃木県畜産公社（栃木県）	対応済み							
237			京都市中央卸売市場第二市場（京都府）	対応済み							
238			和牛マスター食肉センター（兵庫県）	対応済み							
239			(株)ミヤチク都農工場（宮崎県）	対応済み							
240			(株)ナンテク（鹿児島県）	対応済み							
					対応済み						

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
241	EU	液卵製造施設のHACCP認定が必要	(株)龍谷(兵庫県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2021年3月に認定及びEUに通知。	対応済み						0.01億円程度	
242	EU	山羊・羊の生乳は残留物質モニタリング検査が必要	山羊・羊の生乳を対象とした残留物質モニタリング検査の分析法の妥当性評価を完了(2019年12月)。妥当性が確認された分析法を用いて、残留物質モニタリングを2020年7月から12月にかけて実施。	対応済み						0.02億円 (輸出の前提となる衛生条件)	
243	EU	水産食品加工施設のHACCP認定の変更が必要	紋別漁業協同組合(北海道) 農水省は2020年12月に認定。	対応済み						2026年3月： 3.3億円 (認定取得予定品目)	
244			極洋水産(株)(静岡県) 農水省は2020年11月に認定。	対応済み						2031年3月期： 1.07億円 (認定取得予定品目)	
245			大坪水産(株)(静岡県) 農水省は2021年3月に認定。	対応済み						2025年3月期： 0.78億円 (認定取得予定品目)	
246			(株)トライツナプロダクト吉田工場(静岡県) 厚労省は2020年9月に認定。	対応済み						-	
247	EU	水産食品保管施設のHACCP認定が必要	トライ産業(株)吉田工場(静岡県) 厚労省は2020年9月に認定。	対応済み						-	
248	EU	産地魚市場のHACCP認定支援	塩竈市魚市場(宮城県) 農水省は2021年2月に認定。	対応済み						-	
249	EU	ホタテの輸出には生産海域のモニタリングが必要	EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で7海域、青森県で2海域が指定されている。 北海道(根室海峡(野付)海域)及び青森県(陸奥湾西部海域)を海域指定し、2019年12月26日に、EU当局へ通報。2020年2月26日に、EUの生産海域リストに掲載され、手続き完了。 北海道(根室海峡(野付)海域)は2020年12月28日、青森県(陸奥湾西部海域)は、2020年12月21日に海域モニタリング実施体制の整備を完了。	対応済み						2.9億円程度(対EU輸出金額(2018年)から推計)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
250	EU	卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議（済） 鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる（済） 卵、牛の生乳は残留物質モニタリング検査が必要（済）	訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。 2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。 2019年10月18日、輸出要綱公表。 国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められているが、EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているため、EU向けの鶏卵については、2019年10月に公表した輸出要綱に飲用適の水のみを用いる旨明記した。 EUと牛の生乳の残留物質モニタリング検査の枠組について合意し、2019年7月から12月にかけて当該枠組に従ってEUから求められた項目の検査を実施。	対応済み							(卵・卵製品) 0.02億円程度 (乳・乳製品) 0.1億円程度(再掲) なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要(最短で2021年4月以降)。	
251	EU	生鮮家きん肉の解禁協議	訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了。 2019年11月11日に第三国リスト掲載。	対応済み							0.01億円程度	
252	EU	シソがEU域内での流通に認可が必要な新規食品(Novel Food)に該当する場合、認可手続きが必要	シソはEUにおいて食品サプリメントとされており、販売停止等の措置を受けず輸出・流通が行われているため、認可手続きは不要。	対応済み							—	
253	EU	黒松盆栽の輸出解禁	2020年8月25日付けで輸出解禁が実現。	対応済み							0.15億円	
254	英国	蒸留酒の容量規制	日EU・EPAで緩和された蒸留酒の容量規制(単式蒸留焼酎について四合瓶及び一升瓶の輸出が可能)について、英国のEU離脱の移行期間終了後(2020年末)においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容に加え五合瓶についても輸出が可能となる内容で日英包括的経済連携協定(EPA)を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	対応済み							0.03億円程度 (焼酎の対英国輸出額：2020年0.01億円、2019年0.05億円)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
255	英国	ワインの輸入規制（醸造方法及び自己証明）	日EU・EPAで緩和された日本ワインの輸入規制（醸造方法及び自己証明）について、英国のEU離脱の移行期間終了後（2020年末）においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容で日英包括的経済連携協定（EPA）を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	対応済み						0.01億円程度 （ワインの対英国輸出額：2020年0.06億円、2019年0.09億円）	
256	UAE	原発事故に伴い、 ・福島県の水産物、野生鳥獣肉を対象に検査報告書を要求等	2020年12月、UAE政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	
257	イスラエル	原発事故に伴い、 ・福島県の全ての食品、一部の県の一部の食品について、イスラエル側で全ロットのモニタリング検査等	2021年1月、イスラエル政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	
258	サウジアラビア	牛肉の輸出解禁協議	・2019年10月現地調査受入。 ・2019年11月証明書様式提示。 ・2020年2月BSE及び口蹄疫の禁止令解除。 ・2020年3月輸出条件及び輸出検疫証明書様式に合意。	対応済み						0.9億円程度	
259	レバノン	原発事故に伴い、 ・全ての都道府県の全ての食品等を対象に検査報告書を要求	2020年12月、レバノン政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
260	エジプト	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の水産物を対象に検査証明書を要求等	2020年11月、エジプト政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み					486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	
261	モロッコ	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の全ての食品を対象に検査証明書を要求等	2020年9月、モロッコ政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み					486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	
262	全輸出先国・地域	食肉の包材(ダンボール)への記載事項が輸出先国・地域ごとに異なっており、国・地域ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。	厚労省は、2019年4月に自治体を通じて要望調査を行い、2019年6月、希望する事業者と打ち合わせを実施。打ち合わせの結果を踏まえ、カナダ及び香港と協議し、9月中に要綱を改正済み。	対応済み					45億円程度◇ (牛肉の2018年対カナダ輸出額：2.6億円、対香港輸出額：41.3億円、2017年対カナダ輸出額：2.1億円、対香港輸出額：48.3億円から推計)	
263	米国 EU 香港 等	牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国の基準に基づいた衛生的なと畜・解体が必要	・要綱(輸出先国の法令)に定めると畜・解体手順及び衛生管理について、現場だけでは具体的な対応方法を判断できない場合がある。 ・厚労省は、要綱の具体的な運用について個別に対応済み。	対応済み					認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額(H30の輸出施設1施設当たりの輸出額) 対米国：3.3億円◇ 対EU：3.9億円◇ 対香港：4.1億円◇	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
264		輸出相手国の要件に対応するための技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ・米国等で要件とされていると畜方法では、血斑の発生により、取引価格等に影響する。 輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。 ・2021年3月、民間団体が、品質を確保したと畜方法についての検討結果を踏まえた輸出用食肉処理技術等マニュアルを作成し、関係事業者に共有すると共に、関係者に対し、輸出用食肉処理技術等の向上に向けた研修会を開催。 	対応済み							55億円 [◇] (牛肉の2018年輸出額：対米国33億円、対EU16億円、2017年輸出額：対米国30億円、対EU13億円)	
265	牛肉輸出可能国・地域	牛肉のスライスされた状態での輸出 (取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態では輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・21か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月時点)。 	対応済み							29億円程度 (事業者への聞き取り) (No. 72、265の合計)	
266	豚肉輸出可能国・地域	豚肉のスライスされた状態での輸出 (取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナによる内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態では輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・4か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月時点)。 	対応済み							1億円程度(事業者への聞き取り) (No. 73、266の合計)	
267	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ NZ、EU等	水産物輸出の際には衛生証明書が必要	<p>厚労省、農水省、都道府県等(保健所を含む)、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。 申請は平日受付で約1～2日で発行される。</p> <p>厚労省は、農水省が実施した事業者ニーズの調査結果を基に地方公共団体、地方厚生局に発行業務の迅速化等を依頼済み。</p>	対応済み No. 128に移行							1.302億円 [◇] (代表的な国々への水産物輸出額：2018年1,153億円、2017年1,021億円)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
268	シンガポール EU	鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検査員による検査が必要。	・シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。 ・シンガポール向けについては2019年7月2日、EU向けについては2019年12月11日、厚労省は輸出向け家きん肉を処理する時間においては、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うことを都道府県等に周知した。	対応済み						シンガポール 0.01億円程度 EU 0.01億円程度	
269	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、UAE、カタール、カナダ、メキシコ、ブラジル、豪州、NZ、ロシアは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	厚労省及び農水省は、5者協議等を通じ、円滑な認定が可能となるよう支援を実施。	対応済み						(H30の輸出施設1施設当たりの輸出額の例) 対米国：3.3億円 対EU：3.9億円 対香港：4.1億円 対シンガポール：1.2億円 対台湾：1.4億円	
270		国と県の見解の相違	シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生。 2019年6月、厚労省は、全自治体に対して、自治体において判断が難しい案件について相談を促す通知を发出。	対応済み						-	
271		水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和	EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。 指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められていたことから、厚労省及び農水省は、2019年6月に取扱要領を改正し、公務員でなくとも対応できるよう、要件を緩和。	対応済み						-	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
272		輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半。 例 果物、野菜（なし、りんご以外の検疫条件未設定）＜フィリピン＞	対応済み No. 35に移行						—	
273		地理的表示等も有効とする運用改善	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省及び農水省は、地理的表示（GI）保護制度を特定原産地証明書の発給申請手続に活用することで手続を簡素化し、EPAの特恵利用を促進。 ・GI登録されている製品のうち登録内容から協定原産品であることが明らかな産品については、生産証明書に代えてGI表示のある仕入書等をもって原産地証明書の発給申請が可能となるよう手続を簡素化。 ・農水省は、GI登録内容から協定原産品であることが明らかな産品の一覧をHPで公表。 ・経産省は、2021年3月に本措置に係る通知を日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口の本措置を通知し、これに基づく運用を実施中。 	対応済み						—	